

## 【 共同企業体解散後の瑕疵担保責任に関する覚書 】

〇〇建設工事共同企業体の施工する〇〇工事に関し、工事目的物に瑕疵があったときは、共同企業体協定書（以下「協定書」という。）第18条に基づき、共同企業体解散後においても各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとし、当該瑕疵に係る構成員間の費用の分担、請求手続等については下記のとおりとする。（注-1）

### 記

第1条 共同企業体解散後、構成員が発注者から工事目的物の瑕疵の通知を受けた場合は、当該構成員は速やかに他の構成員に対し、その旨を通知するものとする。

第2条 各構成員は前条の通知後、速やかに協議し、発注者との折衝を担当する構成員等発注者への対応を決定するとともに、瑕疵の存否、状況、原因等に関し、工事目的物の調査等を実施するものとする。

第3条 各構成員は、前条の調査結果に基づき、工事目的物に係る瑕疵の存否及び範囲の確認を行うとともに、発注者との折衝の経緯等を踏まえ、瑕疵の修補の要否、修補範囲、修補方法、修補費用予定額及び補修を担当する構成員（以下「修補担当構成員」という。）並びに損害賠償の要否、賠償範囲、賠償予定額及び発注者に対する支払事務を担当する構成員（以下「支払担当構成員」という。）を協議決定するものとする。

2 前項で決定した内容に、重要な変更が見込まれる場合は、修補担当構成員又は支払担当構成員は速やかにその理由を明らかにした文書を作成し、他の構成員に通知するとともに、各構成員は協議の上、所用の変更を行うものとする。

第4条 瑕疵の修補又は損害賠償に関する費用については、協定書第8条に定める出資の割合により、各構成員が負担するものとする。ただし、特定の構成員の責に帰すべき合理的な理由がある場合には、構成員間の協議に基づき、別途各構成員の負担額を決定することができる。

第5条 瑕疵担保責任の履行として瑕疵の修補を行う場合においては、修補担当構成員は、当該修補完了後他の構成員に対し、前条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

第6条 瑕疵担保責任の履行として損害賠償を行う場合においては、支払担当構成員は、発注者の履行請求に応じ、他の構成員に対し、第4条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

3 支払担当構成員は、前項の他の構成員の負担金と自己の負担金をとりまとめ、一括して発注者へ支払うものとする。

第7条 その他この覚書に定めのない事項については、各構成員間で協議の上決定する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

注解

(注一) ここにいう共同企業体協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」(昭和53年11月1日付建設省計振発第69号)をいう。